

宅幼老所の取組

厚生労働省
平成25年1月

目次

- 宅幼老所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 宅幼老所の取組事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ・ 行徳ケアハウス翔裕園・行徳デイサービス翔裕園・すえひろ保育園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - ・ ボーナビール二本松・二本松保育園・・・・・・・・・・・・8
 - ・ デイケアハウスにぎやか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
 - ・ ふじ保育園・丹南デイサービスセンター・・・・・・・・14
 - ・ 宅幼老所 おら家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
 - ・ デイサービス長者の森、グループホーム長者の森、ショートステイ長者の森、保育所もりのくまさん・・・・・・・・20
 - ・ 宅児老サロン「いこい場」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - ・ 宅幼老所 あゆみのいえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - ・ 鳥取ふれあい共生ホーム照陽の家・・・・・・・・・・・・29
 - ・ デイサービスぬくもいの家「葦の里」・・・・・・・・・・・・32
 - ・ 多機能型事業所みのり、認可外保育施設ありんこ園、学童保育とら太、ふれあいホーム、ふれあい農園、療育サークルとら太の会（なかま）・・・・・・・・・・・・35
 - ・ わった一家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 参考資料（おもな国庫補助等の概要等）・・・41
- 都道府県等の担当一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53

宅幼老所の概要

- 宅幼老所（地域共生型サービス）の推進について
- 宅幼老所（地域共生型サービス）の活用イメージ

宅幼老所(地域共生型サービス)の推進について

【宅幼老所(地域共生型サービス)とは】

- 小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障害者や子どもなどに対して、1人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組。
- 通い(デイサービス)のみから、泊まり(ショートステイ)や訪問(ホームヘルプ)、住まい(グループホーム)等の提供も行うなどサービス形態は地域のニーズに応じて様々に設定。

【事業の理念】

「誰もが地域でともに暮らす」(共生)を重視 選択の自由

- 家族のように過ごせる第二の我が家
- 近所のように遊びに行く感覚
- いつでも誰でも受け入れ可能

【事業の実施形態】

- 小規模：例えば、利用定員10~20人程度
- 多機能：高齢者、障害者(児)、子どもなどを対象
- 地域密着：NPO等多様な主体による参画
(住民にとって身近な主体の参入)

【事業の効用】

宅幼老所(地域共生型サービス)の効用

①高齢者にとって

子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進

②児童にとって

お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面の効果

③地域にとって

地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果

【具体的な効果事例】

味噌汁を蓋付のおわんで出したとき、認知症のお年寄りは自分の蓋は取れませんが、隣の子どもの蓋ならとれるのです。
自分で役立とうと思っているのです。

乳幼児が机の角にぶつからないように、お年寄りが手で角を覆うしぐさをします。
お年寄りがこのような生活のなかで頭を働かせたり、体を動かしたりすることが本当のリハビリだと思います。



宅幼老所(地域共生型サービス)の活用イメージ

空き店舗を活用した子育て支援、高齢者交流施設の設置・運営事業の申請も可能。

介護保険法
(介護報酬)

宅幼老所

児童福祉法
(事業費補助金等)

たとえば...

◇通所介護(デイサービス)

要介護状態となった高齢者が、可能な限りその居宅において日常生活を営めるよう、日常生活上の世話と機能訓練を提供する事業

たとえば...

◇小規模多機能型居宅介護

要介護状態となった高齢者に、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、通い・宿泊・訪問サービスを組み合わせ、日常生活上の世話と機能訓練を提供する事業

障害者自立支援法
(自立支援給付等)

たとえば...

◇一時預かり(地域密着Ⅱ型)

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、就学前児童を一時的に預かる事業

- 整備費補助 約700万円(国費)
- 運営費補助 約24万円(年額:国費) [年間延べ利用児童数25人以上300人未満の場合]

たとえば...

◇保育所の分園

認可保育所の設置が困難な地域において中心保育所と一体的な運営を行う施設(定員は原則30人未満)

- 整備費補助(私立のみ) 約5,000万円(国費)
- 運営費補助(私立のみ) 約1,200万円(年額:国費) [整備費、運営費ともに定員30人の場合]

たとえば...

◇家庭的保育事業

保育士又は研修により市町村が認めた家庭的保育者(保育ママ)が、自身の居宅等において少数の乳幼児を保育する事業

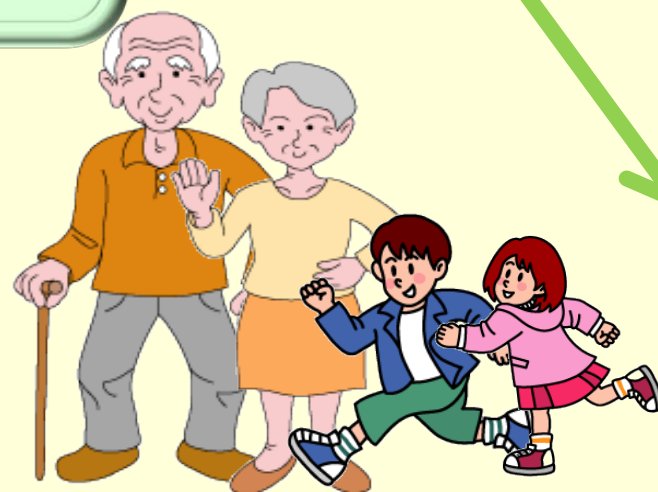
- 改修費補助 約100万円(国費)
- 運営費補助 約200万円(年額:国費) [子ども5人の場合]

たとえば...

◇地域型保育・子育て支援モデル事業

地方版子ども・子育て会議の設置及び小規模保育や地域子育て支援事業のほか放課後児童クラブ等を組み合わせた多機能な保育を実施する事業

- 改修費補助 100万円(国費)
- 運営費補助 670万円(年額:国費) [一般市町村モデル(小規模保育10人以上)の場合]



宅幼老所の取組事例

- 行徳ケアハウス翔裕園・行徳デイサービス翔裕園・すえひろ保育園【千葉県市川市】
- ボーナビール二本松・二本松保育園【神奈川県相模原市】
- デイケアハウスにぎやか【富山県富山市】
- ふじ保育園・丹南デイサービスセンター【福井県鯖江市】
- 宅幼老所 おら家【長野県野沢温泉村】
- デイサービス長者の森、グループホーム長者の森、ショートステイ長者の森、保育所もりのくまさん【静岡県焼津市】
- 宅児者サロン「いこい場」【兵庫県香美町】
- 宅幼老所 あゆみのいえ【兵庫県尼崎市】
- 鳥取ふれあい共生ホーム照陽(てるひ)の家【鳥取県米子市】
- デイサービスぬくもいの家「葦の里」【佐賀県嬉野市】
- 多機能型事業所みのり、認可外保育施設ありんこ園、学童保育とら太、ふれあいホーム、ふれあい農園、療育サークルとら太の会(なかま)【熊本県八代市】
- わった一家【沖縄県那覇市】

(取組事例の留意点)

- ・ 事業内容について、備考欄には活用している補助金や事業所の自主事業の内容等を記載しており、高齢者の介護保険給付と障害者・児の自立支援給付は省略している
- ・ 事業所が活用している補助金について、特段の記載がない場合は運営費である

行徳ケアハウス翔裕園・ 行徳デイサービス翔裕園・ すえひろ保育園（千葉県市川市）

活動理念・事業内容等について

活動理念

【行徳】地域社会福祉の一端を支える理想の場として、「家族主義」を基本理念に、元気ある豊かな長寿社会のためのサービスを提供します。

【すえひろ】高齢者と乳幼児の世代間交流を通じ、乳幼児の思いやりの気持ちをはぐくみ、健全な育成を提供します。



開設の経緯

【行徳】地域の多世代に渡るふれあい・交流事業の推進。中学生と高齢者、幼児がともに活動する場の特性を活かし、運営面の創意工夫を通じて地域住民も参加する多様な交流をしています。

【すえひろ】市川市立第七中学校校舎立替とともに地域に足りない保育所と老人施設を、「ふれあい・交流」をテーマとして併設することになりました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		軽費老人ホーム (ケアハウス)	
		通所介護	
子ども	乳幼児	認可保育所	保育所運営費【国、県、市】
		一時預かり	一時預かり事業費【国、市】

利用者の交流について

交流の概要

週に1回、保育園児と高齢者合同で朝の体操を行っています。また、屋上農園の合同作業、保育園児のお遊戯の披露やランチを一緒に食べる事もあります。



交流のメリット

【行徳】お子様の好きな高齢者も多く、一緒に体操をしたり、保育園児のいも掘りや劇を見させていただき非常に喜んでいきます。
【すえひろ】子どもは日常生活の中ではなかなか高齢者と触れ合うことがなく、良い機会となっています。踊りや歌を発表する機会がふえ、高齢者の方に披露することでほめられ、自信をつけてきました。また、高齢者の方の知っている曲や踊りを活動に取り入れることで日本文化を学ぶ機会にもなっています。

施設職員の声

【行徳】週に1回のペースで、保育園児と施設利用者の交流ができており、同建物内にある為、保育士さんとの連携も取れスムーズに行う事ができ、職員の負担にもならず助かっています。

【すえひろ】回数を重ねるごとに子ども達が自分から積極的に高齢者の方にあいさつしたり、話しかけたりするようになり、とても良い影響が見られます。



利用者・家族の声

高齢者からは、自動車等で移動することなく、中学生や保育園児との交流やふれあう機会が多く、負担なく多世代と交流ができ助かっているとの声があります。

また乳幼児の家族からは、子ども達にとってとても良い経験になると喜ばれています。



【行徳ケアハウス翔裕園

・行徳デイサービス翔裕園】

- ◆主体: 社会福祉法人長寿の里
- ◆住所: 千葉県市川市末広1-1-48
- ◆電話: 047-701-6630
- ◆E-MAIL: gyotoku@genki-mura.com
- ◆ホームページ:
<http://www.cyoujyunosato.jp/gyotoku/index.html>
- ◆開設: 平成16年10月

【すえひろ保育園】

- ◆主体: 社会福祉法人柏井福祉会
- ◆住所: 千葉県市川市末広1-1-48
- ◆電話: 047-356-4152
- ◆E-MAIL: suehiro@xrh.biglobe.ne.jp
- ◆開設: 平成16年10月

ポーナビール二本松・ 二本松保育園（神奈川県相模原市）

活動理念・事業内容等について

活動理念

健全児も障害児も子どもも
お年寄りも共に支えあい
生きる社会を経験する



開設の経緯

開設者は子ども泣かすな来た道じゃ、年寄り泣かすな行く道じゃの精神で地域社会に貢献する事を目的として、まず統合保育の保育園を開設し、続いて隣接地に特養とデイサービス等介護施設を開設しました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		特別養護老人ホーム	
		短期入所生活介護	
		通所介護	
子ども	乳幼児	認可保育所	保育所運営費【国、市】
		一時預かり	子育て支援交付金一時預かり事業費【国、市】

利用者の交流について

交流の概要

デイサービス及び特養におけるレクリエーションや伝承遊び・行事などに園児と一緒に参加しています。また、園児の歌や遊戯の発表などを見たりして楽しく交流しています。





交流のメリット

子ども達が近くにいるだけで、高齢者の方々は笑顔になります。子ども達は頭をなでられたり、握手を求められるとうれしくて、いたわりの気持ちを持つ事が出来るようになります。

利用者・家族の声

高齢者の方からは、乳幼児と話したり、一緒に伝承遊びをする事で、尊敬されたり感謝されるのでうれしいという話が聞かれます。また乳幼児の家族からは、核家族が進み高齢者の方と触れ合う機会が無い中で、高齢者の方から沢山誉めてもらいうれしかったと子どもが喜んで話してくれることがうれしいという意見がありました。

施設職員の声

無口で一人寂しく日常を過ごしている高齢者の方も、子ども達が来ると生き生きとする姿がみられます。

◆主体：竹沢積慈会

◆住所：

神奈川県相模原市緑区二本松2-30-41

◆電話：042-773-2515

◆E-MAIL：nihonmatsu_hoikuen@mbn.nifty.com

◆開設時期：

ボーナビール二本松 昭和63年5月

二本松保育園 昭和55年4月

デイケアハウスにぎやか

(富山県富山市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

死ぬまで面倒みます
ありのままを受け入れます
いいかげんですんません



開設の経緯

開設者は、理学療法士として施設で勤務していましたが、大規模施設でのケアの限界を感じ、地域で老いることへの援助の方がやりがいがあると考えました。その時に、赤ちゃんからお年寄りまで、障害があってもなくても、誰でも気軽にいつでもいつまでも利用できる「富山型デイサービス」と出会い、自宅を改装して開設しました。現在は、自宅すぐ近くに新しく建築した建物で活動を行っています。

事業内容

対象者	サービス内容	備考	
高齢者	短期入所生活介護		
	宿泊サービス [自主事業]	デイサービス終了後そのまま宿泊するサービス 1,820円～1,890円／1泊	
	通所介護		
	通所サービス [自主事業]	制度外の通所サービス 2,500円／1日 1,500円／半日	
障害者・児	短期入所		
	宿泊サービス [自主事業]	デイサービス終了後そのまま宿泊するサービス 1,820円～1,890円／1泊	
	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、児童発達支援、放課後等デイサービス		
	通所サービス [自主事業]	制度外の通所サービス 2,500円／1日 1,500円／半日	
子ども	乳幼児	一時預かり型 [自主事業]	制度外の通所サービス 2,500円／1日 1,500円／半日
	学齢児	放課後児童クラブ型 [自主事業]	制度外の通所サービス 2,500円／1日 1,500円／半日

利用者の交流について

交流の概要

スケジュールは決まっていますが、お互いを理解し、一緒に笑う、喜ぶ、楽しむ、怒る、哀しむ、遊ぶ、働く、出かける等、生活の場として過ごしています。

交流のメリット

社会には、いろいろな個性、障害を持った大人、子どもが生活しています。お互いのことをもっと理解し、交流する場が必要であり、各々、役割を持ち、自信をもって生きることが大切であると思います。富山型デイサービスでは、その場を提供することができます。



利用者・家族の声

誰が利用者で誰がスタッフか最初は判らないほど混沌としているが、いろいろな人が一つ屋根の下で一緒に暮らし、過ごすことが楽しい。

施設職員の声

血のつながりは無いが、高齢者、障害者、障害児、乳幼児、スタッフが一緒に過ごすことにより、あたかも大家族のような関係が築かれる。

◆主体：特定非営利活動法人にぎやか
◆住所：
富山県富山市綾田町一丁目10番18号

◆電話：076-431-0466
◆E-MAIL：_bravo@nigiyaka.jp
◆開設：平成9年3月

ふじ保育園・丹南デイサービス センター（福井県鯖江市）

活動理念・事業内容等について

活動理念

「ありがとう」と感謝の気持ちが表現でき「ごめんなさい」と素直に反省できる豊かな情操が培われることを願い、一日の保育生活の中で仏教行事と保育指針を結びつけた「真の保育」を展開します。また、デイサービスに於いては複合施設である利点を存分に生かし、個々のニーズに応じたサービス、並びに充実した温かみのある幼老交流事業を展開することにより、人としての生き甲斐を持ち、より豊かな生活を送ることの援助を目的とします。



開設の経緯

昭和40年代の後半、地域に「工業団地」の進出、それに伴う新興住宅地の増加による核家族化などの要因により、家庭における乳幼児の保育が困難な方たちの声を受け昭和51年4月に保育園を開設しました。その後、時代の流れと共に社会の構造や地域の生活スタイルの変化を考慮し、平成11年の園舎改築を機に、現在の「幼老一体化施設」の開設となりました。

事業内容

対象者	サービス内容	備考
高齢者	通所介護	
子ども	認可保育所	保育所運営費【国、県、市】
	一時預かり	子育て支援交付金一時預かり事業費【国、市】
	学齢児	放課後児童健全育成事業費【国、県、市】

利用者の交流について



交流の概要

職員が設定したゲーム大会やクッキングなどの交流活動を行っていますが、自主的に行われる自由な交流が盛んです。

交流のメリット

核家族の園児には、お年寄りとの交流により豊かな生活の知恵や思いやりの心を、また、お年寄りは園児のパワーを授かり生きがいを見つけるなど、自然と生きる力の向上に貢献しています。

利用者・家族の声

核家族の割合が80%を占める保育園では、園児も保護者も、お年寄りとの触れ合いにより、いたわりの心と深い生活の知恵を学ぶことができ、お年寄りは子どもたちから生きることへの希望やパワーを授かっていると声が上がっています。特に、子どもの好きなお年寄りは、デイサービス利用の日が待ち遠しいと喜ばれています。



施設職員の声

当施設は園庭を挟んで保育園とデイサービスが向き合う形で建設されており、園庭で自由遊びをしている子どもたちが、自らデイサービスに遊びに来たりお年寄りに声をかけたりと、職員の設定していない交流が自由に展開されています。また、朝のお年寄りのお出迎えを年長組の子どもたちが行い、荷物を持つなどしてお年寄りをレクルームに案内していますが、「ぼくのおじいちゃん」「わたしのおばあちゃん」と、本当の家族のような交流が自主的に行われているのは目を見張るばかりです。

- ◆主体：社会福祉法人ふじ乃里
- ◆住所：福井県鯖江市持明寺町14-14-1
- ◆電話：0778-62-0236
- ◆E-MAIL：nihonmatsu_hoikuen@mbn.nifty.com

- ◆開設時期：ふじ保育園 昭和51年4月
丹南デイサービスセンター
平成11年11月

宅幼老所 ^{うち} おら家

(長野県下高井郡野沢温泉村)

活動理念・事業内容等について

活動理念

乳幼児がいて外で働きたくても働けない看護師、介護員。その人たちが乳幼児を連れて職員として一緒に通うことで高齢者も喜び、お互いにプラスになります。理念である「高齢者、障がい者、子ども達、そして家族、地域の方々が在宅において共に支えあう拠点」となれるよう活動しています。



開設の経緯

利用者が沢山いる通所介護では、利用者との関係が上手く築けず、ただ流されるだけで悩んでいました。そんな時に、富山県の『このゆびと～まれ』『にぎやか』に行き感動。NPOを設立し長野県の小規模ケア施設支援事業に申し込みました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		宿泊サービス [自主事業]	デイサービス後に宿泊できるサービス 8,000円／1泊
		通所介護	
		通所サービス [自主事業]	緊急時の保険外通所利用 1,500円／日
障がい者・児		宿泊サービス	緊急時宿泊 8,000円／1泊 地方単独補助【県】
		タイムケア事業	特 1時間950円(内自己負担150円) 重 1時間730円(内自己負担150円) 中 1時間680円(内自己負担150円) 地方単独補助【県】
子ども	乳幼児	一時預かり型 [自主事業]	2,000円／半日 3,900円／1日(昼食代含む)

※ 地域共生型施設の取組に対する地方単独補助を活用【県、村】(施設整備費)

利用者の交流について

交流の概要



看護師の子どもが乳幼児なので一日活躍しています。また、小学校福祉委員のみなさんが、毎週ではありませんが色々と思いを凝らして訪問し、交流をしています。時々、障がいの子も一緒に利用され、お互いに認めながら音楽等を楽しんでいます。

交流のメリット

一人暮らし、高齢者世帯、仕事がなく自分の子どもや孫が都会に行ってしまった世帯等、高齢の方が小さな子どもと接することが無くなってきました。小さな子どもと接する事で生きがいが出て、通う楽しみとなります。また子どもについても、分けることが好きな現在の人間社会において、共存する事のすばらしさを学び、思いやりを持った子どもに育つと信じています。

利用者・家族の声

地域の拠点として、高齢者、障がい者、乳幼児等ご本人やご家族が困っていることに対して支援を受けることができます。また急な冠婚葬祭、年末年始、年度末、保育園の休み等365日いつでも支援を受けることのできる体制があるため、地域で安心して暮らすことができます。



施設職員の声

職員もここで働きながら安心して子どもを育てることができ喜んでいきます。生まれて間もない頃から高齢者の中で育ち、みんなの愛をいただいています。子どもが歩けるようになると高齢者のほとんどは目で追って笑顔が見られます。危ないと教えてくれたり、怒ってくれたり、職員の一員と考えています。

◆主体：NPO法人 野沢温泉の夢を結ぶ会

◆住所：長野県下高井郡野沢温泉村
大字豊郷4399番地

◆電話：0269-85-2277

◆E-MAIL：yumewomusubu@blue.plala.or.jp

◆ホームページ：http://orauchi.jp/

◆開設時期：

通所介護及び乳幼児預かり 平成16年5月

予防通所介護 平成19年3月

訪問介護及び予防訪問介護 平成20年9月

居宅介護及び重度訪問介護 平成23年6月

同行援護 平成23年11月

デイサービス長者の森、グループホーム長者の森、ショートステイ長者の森、保育所もりのくまさん

(静岡県焼津市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

少人数制だから出来る『個』に対する関わりを大切にし、個々の思いに目を向けるケアや保育を目指しています。



開設の経緯

高齢者施設を開設するにあたり、地域に貢献出来るような施設を目指し、核家族化が進む中で世代を超えた関わりを提供したいと思い、県内で既に始めている同じような施設を見学し、参考としました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		認知症対応型共同生活介護	
		短期入所生活介護	
		通所介護	
子ども	乳幼児	認可外保育施設	地方単独補助【県、市】
		一時預かり型[自主事業]	

利用者の交流について



交流の概要

運動会・敬老会・クリスマス会などの大きな行事、デイサービスのクッキングレクリエーション、また保育所での遊びを高齢者と子どもが一緒に行っています。

交流のメリット

高齢者が不穏になった時に保育所に来て子どもの姿を見ると笑顔になります。高齢者が昔子育てをしていた頃を思い出し、子どもがぐずると積極的にあやしてくれています。

保育所に来ている子ども達は、保護者が共働きという環境の子が多く、忙しい日常の中で高齢者と過ごす時間は、ゆったり、のんびり出来る空間です。また、「いい子だね。」「かわいいね。」と沢山褒めていただくので笑顔が増えています。

利用者・家族の声

玄関を入った所に保育所があるので、施設を利用する高齢者からとても喜ばれます。施設を初めてご利用される方やご家族からは、『子どもが好きだから来てみようかしら。』と来るきっかけの一つになっています。高齢者施設のイメージが、未だに暗く閉じられたものと思っている方がいますが、保育所がある事により明るい雰囲気で開かれた施設だと感じる方が多いようです。保育所の規模は小さいですが、高齢者施設と併設している事により、厨房業者を委託し、看護師も配置出来ます。小規模の保育所にはない、温かい給食が出て来る事や看護師が常時いる事が保護者の安心や満足感に繋がっています。高齢者との関わりは、普段の家庭での生活では体験出来ないものもあり喜ばれています。

施設職員の声

施設建物に吹き抜けになっている部分があり、グループホーム・ショートステイ部分にも保育所の声が聞こえてきます。デイサービスはガラス越しに子どもの姿が見えたり声が聞こえてくるため、全体の雰囲気が明るく業務中の癒しになっています。働くお母さん（職員）は子どもを見える所に預けられるので安心して働きやすいようです。



- ◆主体：有限会社 長者の森
- ◆住所：静岡県焼津市三ヶ名558-4
- ◆電話：054-620-8114

- ◆E-MAIL：n-ishihara@choujanomori.com
- ◆ホームページ：<http://choujanomori.com>
- ◆開設時期：平成17年4月

宅児老サロン「いこい場」

(兵庫県美方郡香美町)

活動理念・事業内容等について

活動理念

地域の中で
共に暮らしつづける



開設の経緯

介護保険サービス事業所（特養・デイサービス・グループホーム）を経験するなかで、高齢者、障害のある方のサービスが縦割であることに疑問を感じている自分がありました。「地域って」高齢者、障害者、障害児、健常者など様々な方が暮らして地域なのに、制度の中で「地域密着・・・」と言われていたが、これが地域なのか？との思いから、いつでも、誰でも利用でき、その中でお互いの立場、互いに思いやりながら暮らせることが地域の中で必要ではないか？「制度の中で無理であれば、必要と感じた者が発信し、取り組んでいくしかない。」との思いから開設に至りました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		宿泊サービス	短期入所が利用できない・家族の急用等の場合 5,000円／1泊 地方単独補助【町】
		通所サービス [自主事業]	3,000円／1日
障害者・児		宿泊サービス	短期入所が利用できない・家族の急用等の場合 5,000円／1泊(自己負担分) 地方単独補助【町】
		日中一時支援事業 [地域生活支援事業]	
子ども	乳幼児	一時預かり型 [自主事業]	500円／1時間
	学齢児	放課後児童クラブ型 [自主事業]	500円／1時間

利用者の交流について

交流の概要

高齢であっても、障害があっても、人として互いにいたわりの気持ちをもって過ごせることを目標としているところですが、高齢者はひ孫のような子どもたちを可愛がり、しつけをされる場面もありながら、関係づくりができています。お子さんは、おじいちゃん、おばあちゃんと甘える姿も見られます。近年、核家族が増えている中でこのように家族のような関係が構築できる機会を持つことは必要と感じています。

交流のメリット

日常的には両者良い関係です。一方、認知症高齢者の方と障害児のコミュニケーションを図ることに試行錯誤が必要で、その都度その都度のアプローチに四苦八苦の場面も多いです。



利用者・家族の声

利用者からは、決められたスケジュールではなく「好きなようにできる」との声があります。家族からは、都合に応じ柔軟にて受け入れしてもらえることがうれしいとの声があります。

施設職員の声

支援の必要な、地域の中の様々な方々のニーズに応えられるよう努力したいです。（制度以外のこのようなサービスが地域の中で必要とされていることの自覚とその事業に関わっている自分に誇りを持っています。）

◆主体：宅児老サロン「いこい場」
◆住所：兵庫県美方郡香美町香住区
香住1262-4

◆電話：0796-39-2111
◆E-MAIL：ikoiba1116@zeus.eonet.ne.jp
◆開設時期：平成22年5月

宅幼老所 あゆみのいえ

(兵庫県尼崎市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

一般的な通所介護との違いは、介護を受けるのではなく、ご利用者自身が、あゆみのいえのスタッフの一人であるとの認識を持って頂くことにより、「失われつつある生きることへの自信」を取り戻していただくことであり、その点に職員は力を注いでいます。



開設の経緯

職員の中に、親の介護が必要な者、また出産したが保育所の空きがない者がおり、それならば顔の見える関係で援助が出来ないかと考え、宅幼老所の開設に至りました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		通所介護	
		高齢者サロン [自主事業]	
子ども	乳幼児	認可外保育園	
		一時預かり型 [自主事業]	月 4回コース 15,000円 月 8回コース 25,000円 月12回コース 35,000円

利用者の交流について

交流の概要

あゆみのいえでは、高齢者の方に、特技を活かしての担当をお願いしており、例えば、元教師であれば、乳幼児の園庭遊びの見守りのお手伝いをして頂いています。



交流のメリット

高齢者が、介護される側から乳幼児を見守る役割りを見つけることにより、自身の存在価値を再確認されています。



利用者・家族の声

少人数の為、ご利用者一人一人とゆっくり向き合う事を意識しています。そのことにより、細やかな観察が出来、ご家族とも連携して、事故を未然に防ぐことが出来ています。

施設職員の声

ご利用者と深くかかわる事ができるため、その方の事がよく理解でき、手厚い介護が出来ています。

- ◆主体：株式会社 スマイルハート
- ◆住所：兵庫県尼崎市塚口町6-53-7
- ◆電話：06-4961-6760

- ◆E-MAIL：ayumi@smile-heart.co.jp
- ◆ホームページ：http://www.smile-heart.co.jp
- ◆開設時期：平成22年6月

鳥取ふれあい共生ホーム

てるひ
照陽の家 (鳥取県米子市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

核家族化が進む今日、高齢者の方と子どもたちがこの家に集うことで温かな時間を過ごし、人と人との「しあわせ」な気持ちで繋がり、しあわせな気持ちで1日を過ごすことです。



開設の経緯

開設者は近年の日本の家族のあり方、人とのコミュニケーションについてのより良い形として互助・共助を実現出来る共生ホームを常々考えていました。大家族の「集い」の形がもたらす高齢者・乳幼児・また働く職員への心への影響が即ち地域再生であることを期待して開設しました。その考えを市や地域の方々へ相談し鳥取県が進める共生ホームの補助金の交付要件や人員基準などについて確認をしました。



事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		小規模多機能型居宅介護	
子ども	乳幼児	認可外保育施設	
	学齢児	一時預かり	

※ 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用【国】(施設整備費)

※ 地域共生型施設の取組に対する地方単独補助を活用【県、市】(施設整備費、運営費)

利用者の交流について



交流の概要

日中のレクリエーションや記念祭、外出活動などを合同で行っています。外出活動では高齢者の利用者様のご自宅へ乳幼児が訪問する機会もあります。

交流のメリット

高齢者は乳幼児との活動を通じて役割を見つけている様子です。また不穏時でも、乳幼児の笑顔を見ると自然と笑顔になられ笑顔の連鎖が生まれています。乳幼児は高齢者との関わりの中で挨拶の大切さや、食事のマナーを自然と学んでいます。

利用者・家族の声

乳幼児の保護者様からは「高齢者と一緒に、病気の予防などは大丈夫ですか？」という意見もありましたが、ホームの考え方、また体制を説明し開始・利用されるうちに「いつも笑顔で迎えてくれて嬉しい」「〇〇さん（高齢者）の話を家でもしてくれる」といった意見を頂きました。また、高齢者のご家族からも「家で子どもの話をしてくれる」といった意見を頂きました。

施設職員の声

開設当初は乳幼児数0でスタートしましたが、人数が増えていくにつれて「高齢者の笑顔が増えてきた」という意見が出ました。地域の民生委員さんや市職員、地域包括支援センターのスタッフからも「子どもが増え、施設の雰囲気が賑やかでとても良い」「高齢者も自然と笑顔が生まれている」といった意見をいただきました。ボランティアにいられた方々も「単に高齢者だけでなく、子どもがいることでよりやりがいが出る」と言われました。また行事の際には地域の住民（30人程）が足を運んでくださり、その際に「高齢者だけだと入りにくいが、子どもがいるから足を運びやすかった」という意見も頂きました。

◆主体：有限会社 ケアサービス米子

◆住所：鳥取県米子市角盤町3丁目124-3

◆電話：0859-21-8151

◆E-MAIL：teruhinoie@eos.ocn.ne.jp

◆ホームページ：

<http://www.careservice-yonago.ecnet.jp/>

◆開設時期：平成23年4月

デイサービスぬくもいの家 「葦の里」 (佐賀県嬉野市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

住み慣れた地域で、その人らしく尊厳をもち生活が送れるよう支援します。



開設の経緯

福祉への公共事業廃止、少子化に伴う高齢化率の上昇、老人施設の待機待ちの増加など、高齢者・障がい者が生活するには厳しい社会となっています。自分のこれまでの経験と技術を生かした支援ができないかと暗中模索し、年齢、障がいの有無を問わず集える宅老所の存在を知り、住み慣れた地域でその人らしく生活が送れるよう支援することを目的として法人設立。開設にあたり、佐賀宅老所連絡会、市役所に相談し、補助金の交付要件や人員基準などについて確認しました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		宿泊サービス [自主事業]	デイサービス後そのまま泊まるサービス 3,000円／1泊
		通所介護	
		通所[自主事業]	介護認定の有無に関わらず利用可 1,100円～
障がい者・児		一時預かり [自主事業]	1,100円／1h
子ども	乳幼児	一時預かり [自主事業]	病時対応可(急性期不可) 600円／1h
その他 (対象者の 制限なし)		ふれあい茶の間 (居場所の提供)	利用料100円(食事代含まず)

※ 地域共生型施設の取組に対する地方単独補助を活用【県、市】(施設整備費、設備費)

利用者の交流について

交流の概要

折り紙・ボールゲーム
などを一緒に行ったり
しています。





交流のメリット

高齢者は子育てを思い出し、
普段見られない笑顔と豊かな
表情が生まれます。

利用者・家族の声

利用者家族からは、家族の状況へも柔軟な対応ができ助かると、また高齢者からは、よい所ができ、ここに来ることが楽しみと意見がありました。

施設職員の声

できない事に目をむけるのではなく、できる事を生かし、
楽しみを作るケアができます。

◆主体：NPO法人こだま

◆住所：

佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丙3338番地

◆電話：0954-43-8477

◆E-MAIL：kodama@po.ktknet.ne.jp

◆開設時期：平成19年2月

多機能型事業所みのり、認可外保育施設ありんこ園、学童保育とら太、ふれあいホーム、ふれあい農園、療育サークルとら太の会（なかま）

（熊本県八代市）

活動理念・事業内容等について

活動理念

地域の中での共生共育

年齢や「障害」の有無に関わらず、子どもも大人も共に学び合い育て合うことを目指します。また、それぞれの違いを受け入れ合う豊かさや人と人との繋がり・関わりを大切にします。

開設の経緯

違いを認め合う取り組みの拠点の必要性を感じたからです。



事業内容

対象者		サービス内容	備考
障害者・児		生活介護、自立訓練、 就労継続支援B型	
		タイムケア[地域生活 支援事業の日中一時 支援事業]	
子ども	乳幼児	認可外保育施設	
		一時預かり型 [自主事業]	3,000円/日
	学齢児	放課後児童クラブ	5,500円/月 放課後児童健全育成事業費【国、県、市】
不登校、 ひきこもり、 高齢者		居場所の提供	給食代として200～300円/1日
その他 (対象者の 制限なし)		療育サークルとら太の 会(なかま)	会員向けサービス 会費3,000円/年 賛助会費3,000円/年 サマーキャンプ、運動会、学習会等
		ふれあいホーム	宿泊サービス等の提供
		相談事業	子育てや学校など、様々な相談への対応

利用者の交流について



交流の概要

利用者間の交流だけではなく、地域の方々との焼き芋パーティーや試食会、マラソン大会など様々な活動に地域の方々を招き、参加してもらっています。

交流のメリット

自分が役にたっていると生きがいを見出されたり、子どもの声に元気になれる高齢者も多いです。子どもたちは、いろんな人たちとの関わりの中で、違いを認め合い豊かな感性が培われています。



利用者・家族の声

年代も個性もさまざまな人たちが通ってくる事業所であり、子どもの声に癒され元気をもらおうという多くの声が聞かれます。

施設職員の声

一人ひとりの心に寄り添うことの難しさを感じつつも、自分自身との向き合いの中でたくさんのことを学んでいます。

◆主体：特定非営利活動法人とら太の会

◆住所：熊本県八代市妙見町2377-3

◆電話：0965-30-0701

◆E-MAIL：torata@iwa.bbq.jp

◆ホームページ：

<http://www1.bbq.jp/torata/index.htm>

◆開設時期：

みのり・ありんこ園 平成13年4月

学童保育 平成15年4月

ふれあいホーム・農園 平成21年11月

療育サークルとら太の会(なかま)

昭和58年9月

わった一家^や

(沖縄県那覇市)

活動理念・事業内容等について

活動理念

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、助け合い支え合う地域づくりを目指し福祉の向上に努めます。



開設の経緯

近年地域との関わりが希薄化していることを踏まえ、当会にほど近い地域において、常設型施設を用い、地域のお年寄りや子どもたち、障がい者、会員等、誰もが1時間でも、1日でも心地よく居ることのできる「場」の提供の他、家族介護者の急用による外泊時の宿泊提供、また、離職者で生活困窮者の住居喪失の一時宿泊の提供等、利用者が元気を与えたり、もらったり、互いが気軽に助け合え、支え合える場を目指し開設しました。開設するにあたって沖縄県の「地域支え合い拠点事業」に応募し、補助金の交付要件を確認し、事業を開始することができました。

事業内容

対象者		サービス内容	備考
高齢者		宿泊サービス [自主事業]	家族介護者の急用による外泊時の宿泊 1,000円～2,000円／1泊 地域支え合い体制づくり事業費補助金【国】(初期の設備費)
		通所サービス [自主事業]	200～300円／日 地域支え合い体制づくり事業費補助【国】(初期の設備費)
障害者・児		宿泊サービス [自主事業]	精神障がい者の居住訓練 生活困窮者の一時宿泊 1,000円～2,000円／1泊 地域支え合い体制づくり事業費補助金【国】(初期の設備費)
子ども	乳幼児	一時預かり型 [自主事業]	親の病気時や外出時の一時預かり 600円／1時間
	学齢児	放課後児童クラブ型 [自主事業]	親が仕事から帰るまでの居場所 無料

利用者の交流について



交流の概要

庭の家庭菜園を利用した定期的な料理教室や手作り教室、地域の方を中心としたバザーの開催などを行っています。

交流のメリット

高齢者や子どもが集うことにより、居住訓練している精神障がい者が、子どもや会員とのふれあいで精神的要因をゆっくりとケアできる場となり得ることができました。また何らかの要因で生活対処能力が落ちた生活困窮者の、制度が活用できるまでの一時宿泊時に、様々な方たちとの交流により生きる活力となり得ることができました。



利用者・家族の声

高齢者からは、お友達とゆったりと過ごすことができるということと、互いの特技を活かした手作り教室等生きがいづくりの場になったという意見がありました。また子どもの一時預かりで利用した母親から、家庭的な雰囲気ですべて安心して預けることができたとの声がありました。

施設職員の声

利用者のへの「場」の提供ばかりではなく、会員の拠点の場としても大いに役立ち、情報交換の場や会員それぞれの得意料理を提供するなど、今後の軽度生活支援の活動にも活かすことができました。施設を中心に安心して相互扶助活動の展開が大いに期待できると考えています。

◆主体：

NPO法人ファミリー・サポート・愛さん会

◆住所：沖縄県那覇市国場221-2

◆電話：098-851-7304

◆E-MAIL：kanasankai@beetle.ocn.ne.jp

◆開設時期：平成23年11月

参考資料（おもな国庫補助等の概要等）

- 小規模多機能型居宅介護
- 基準該当短期入所生活介護（高齢者）
- 基準該当生活介護、基準該当短期入所（障害者）
- 運営費及び施設設置等に対する財政支援
- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
地域介護・福祉空間整備推進交付金
- 地域型保育・子育て支援モデル事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童クラブ

小規模多機能型居宅介護の概要

「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」**や「**泊まり**」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

小規模多機能型居宅介護事業所

利用者の
自宅



様態や希望により、
「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。

どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

在宅生活の支援

「**通い**」を中心
とした利用

様態や希望により、
「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は25名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人
+訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人(1人は宿直可)
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4、5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

基準該当短期入所生活介護について（高齢者）

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、介護保険法令に規定する指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	不要
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	1人以上
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	常勤換算方法で利用者3人に1以上
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	1人以上（ <u>利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要</u> ）
利用定員等		（1）20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	利用定員は20人未満とする
		（2）併設事業所は20人未満に出来る	
設備等		廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積		1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡

※ 基準該当ショートは指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。

基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要（障害者）

	概要	主な基準
生活 介護	介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記合計数で除して得た面積が3㎡以上 ③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①従業者：基準該当生活介護及び特区により提供する自立訓練を受ける利用者数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上 ②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること ③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内）
短期 入所	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上 ②その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当小規模多機能型居宅介護とみなされる通いサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（宿泊サービスの利用定員は、登録定員の3分の1から9人までの範囲内）生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

運営費及び施設設置等に対する財政支援

1 運営費

○介護保険サービス

(小規模多機能型居宅介護・通所介護・短期入所等)

→ 介護報酬

○障害福祉サービス

(生活介護・短期入所等(基準該当含む))

→ 自立支援給付

障害児通所給付

○地域型保育・子育て支援モデル事業 → 安心こども基金

※ 借上料も「地域型保育・子育て支援モデル事業」の補助対象。

私立保育所

→ 保育所運営費負担金

一時預かり事業 → 子育て支援交付金

放課後児童クラブ → 放課後子どもプラン推進事業費補助金

○その他(被災地の高齢者、障害児者、児童の総合相談や地域交流等に係る事業費)

→ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金

(地域支え合い体制づくり事業)

2 施設設置

(1) 整備費補助

- 小規模多機能型居宅介護
 - 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
- 地域型保育・子育て支援モデル事業実施施設、私立保育所、一時預かり事業、放課後児童クラブ
 - 安心こども基金
 - ※ 地域型保育・子育て支援モデル事業、一時預かり事業、放課後児童クラブについては、「子育て支援のための拠点施設整備事業」の活用が可能。（公設の場合に限る）
 - ※ 保育所と一体的に整備する場合には、「保育所緊急整備事業」より、一時預かりスペースや放課後児童クラブ室の整備が可能。
 - ※ 復興計画などに基づき子育て関連施設を複合化・多機能化する場合は「保育所等の複合化・多機能化推進事業」の活用も可能。
- 地域交流スペース・防災拠点スペース
 - ・ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（市町村提案事業）

(2) 設備補助

- ・ 共生サービスを行う事業の設備整備は、地域介護・福祉空間整備交付金の対象。
- ・ 福島県における子どもの遊具は、安心こども基金の対象。

(3) 融資

- ・ 社会福祉法人が設置主体の場合は、福祉医療機構の福祉貸付の対象

介護基盤緊急整備等臨時特例基金の概要

(1) 概要

各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金により、地域の介護ニーズに対応するための特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備に対する支援等を実施する。

(平成21～23年度までの支援 → 基金の実施期限を24年度まで1年延長)

(2) 助成単価

○ 介護基盤の緊急整備等特別対策事業

施設種別	助成単価	(参考) 従来交付金単価
小規模特別養護老人ホーム(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模ケアハウス(※)	200～400万円/整備床数	200万円/整備床数
小規模老人保健施設(※)	2,500～5,000万円/施設数	2,500万円/施設数
認知症高齢者グループホーム(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
小規模多機能型居宅介護事業所(※)	1,500～3,000万円/施設数	1,500万円/施設数
(新)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	500万円/施設数	-
(新)複合型サービス事業所	2,000万円/施設数	-

【※の施設は上記の範囲内で都道府県が設定】

○ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

施設種別	助成単価
特別養護老人ホーム及び老人保健施設	○スプリンクラー設備 ・1,000㎡以上の平屋建て (17千円/㎡) ・1,000㎡未満 (9千円/㎡)
認知症高齢者グループホーム	
軽費老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	○自動火災報知設備(※) 1,000千円/1施設 ○消防機関へ通報する火災報知設備(※) 300千円/1施設
養護老人ホーム	
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)	(※)については、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所のみ
小規模多機能型居宅介護事業所	

○ 認知症高齢者GH等防災改修等特別対策事業

施設種別	助成単価
認知症高齢者グループホーム等防災改修事業	
小規模特養・老健・ケアハウス	13,000千円 / 施設数
認知症高齢者GH・小規模多機能他	6,500千円 / 施設数
既存の特養等のユニット化支援事業	
「個室→ユニット化」改修	1,000千円 / 整備床数
「多床室→ユニット化」改修	2,000千円 / 整備床数

(3) 助成の流れ



(4) 事業規模

合計約3,323億円

(平成23年度第3次補正予算後)

・平成21年度第1次補正: 約2,495億円
 ・平成22年度第1次補正: 約502億円
 ・平成23年度第1次補正: 約70億円
 ・平成22年度予備費: 約137億円
 ・平成23年度第3次補正予算: 約119億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の概要

平成24年度予算

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 44億円

地域介護・福祉空間整備推進交付金(ソフト交付金) 13億円

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業整備計画分)

市町村(特別区を含む。)は、

- ① **市区町村全域を単位として**、②毎年度、③市町村が関与して実施する都市型軽費老人ホームの整備や介護関連施設における施設内保育施設の整備等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

※なお、政令指定都市分については、平成24年度より一括交付金化され、「**地域自主戦略交付金**」(内閣府所管)により対応。

【交付対象事業】

- **都市型軽費老人ホーム整備事業**：要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な高齢者に対応するため、都市型軽費老人ホームを整備するために交付金を交付。
- **施設内保育施設整備事業**：介護関連施設等において施設内保育施設を整備するために交付金を交付。
- **緊急ショートステイ整備事業**：虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。
- **市町村提案型事業**：市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。
- **小規模な養護老人ホーム整備事業**：低所得高齢者の住まい対策として、要介護度が低いものの、低所得で居宅での生活が困難な高齢者も住み慣れた地域で生活がつづけられるよう、小規模な養護老人ホームを整備するために交付金を交付。

算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付。

整備区分	単位	配分基礎単価
軽費老人ホーム整備事業	整備床数	1,500千円
施設内保育施設整備事業	施設数	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額
小規模な養護老人ホーム整備事業	整備床数	2,000千円

地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入や先進的事業支援特例交付金による先進的事業の実施のため、特に必要と認められる場合、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備等に要する経費

- ・ 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業
- ・ 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業
- ・ 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業

整備区分	単位	配分基礎単価
● 定期巡回・随時対応サービスの実施のために必要な事業	施設数	20,000千円
● 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	施設数	3,000千円
● 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	施設数	3,000千円
● 地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	施設数	3,000千円
● その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	施設数	3,000千円
● 都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業	整備床数	300千円
● 介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業	整備床数	150千円
● 訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業	施設数	3,000千円

交付金の交付の流れ

市町村

- ① 市町村整備計画を策定
 - ・ 日常生活圏域を単位として、事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定
 - ・ 市区町村全域を単位として、都市型軽費老人ホームの整備等に係る「先進的事業等整備計画」を策定

国

- ② 計画を国に提出(都道府県を經由)
- ③ 次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

客観的指標

…高齢者の将来増加率、圏域における施設整備の状況 等

政策的指標

…既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

市町村

- ④ 配分基礎単価により、交付金を算定の上、各市町村へ交付。
(注) 交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

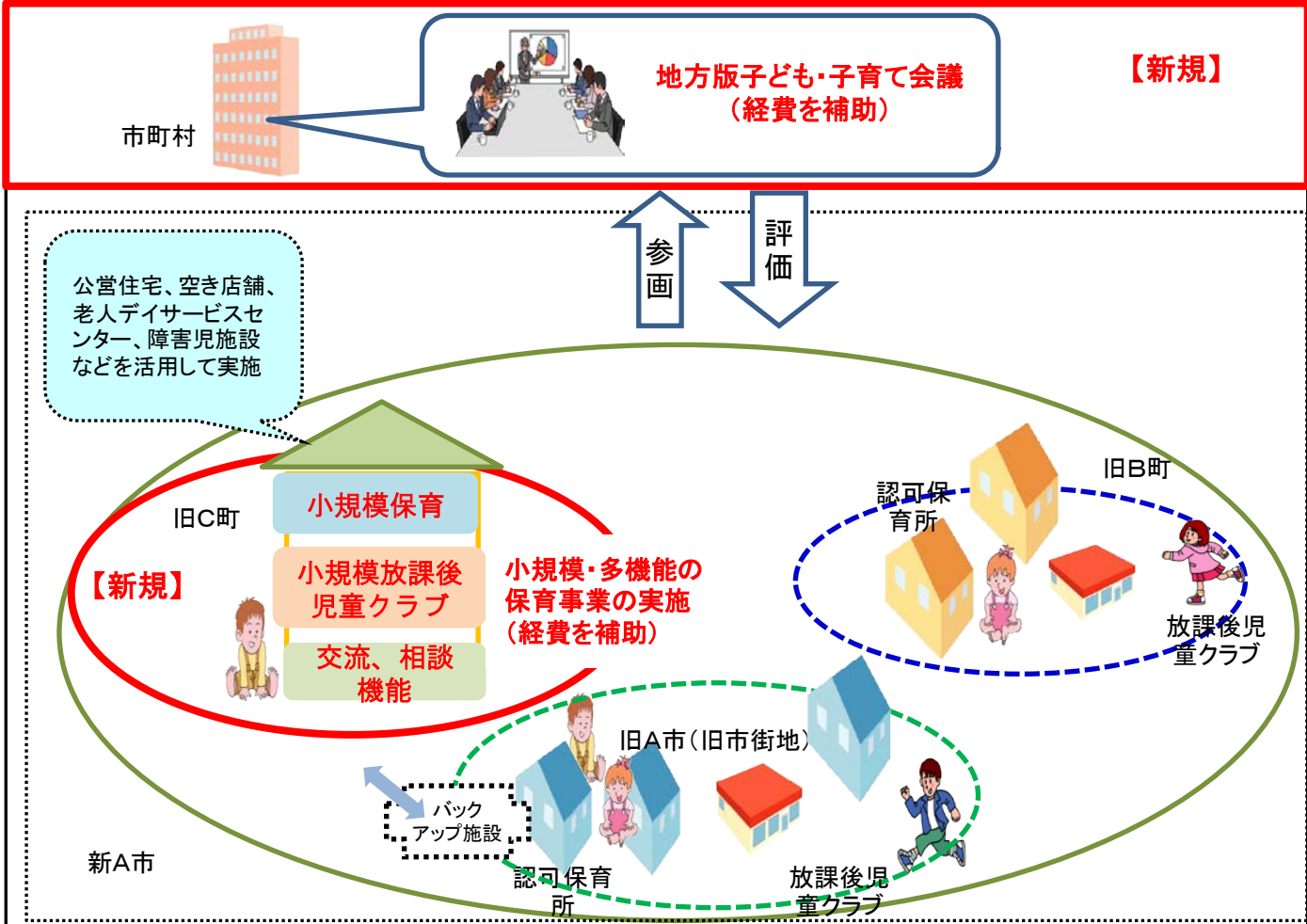
【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）

- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・老人デイサービスセンター、障害児施設等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10名未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議等費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言・常勤保育士・非常勤保育士・調理師・嘱託医手当・事業費（保育材料費、保健衛生費等）・賃借料

<イメージ>



一時預かり事業の概要

(H23予算額)500億円(子育て支援交付金の内数) → (H24予算額)307億円(子育て支援交付金の内数)

	保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型
根拠	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	児童福祉法(以下、「法」という。)第6条の3第7項(第2種社会福祉事業)	予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)		
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(児童福祉法第6条の3第7項)	法第6条の3第7項を準用
実施要件	<p>・設備基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p>・人員基準 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)</p> <p>・保育内容 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p>・設備基準 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下、「設備運営基準」という。)第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。 (児童福祉法施行規則(以下、「規則」という。)第36条の35第1号)</p> <p>・人員基準 設備運営基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。 ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。 (規則第36条の35第2号)</p> <p>・保育内容 設備運営基準第35条の規定(保育所保育指針)に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の35第3号)</p>	<p>・設備基準 規則第36条の35第1号に準じ、<u>適切な保育環境を整備するよう努めること。</u></p> <p>・人員基準 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。 ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。 <u>担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。</u></p> <p>・保育内容 規則第36条の35第3号を準用</p>
実施場所	保育所	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施	地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施
交付実績(23年度)	6,936か所	154か所	164か所

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

【現状】(クラブ数及び児童数は平成23年5月現在)

○クラブ数 20,561か所(全国の小学校約22,000校のおよそ9割程度)

・「放課後子どもプラン」(平成19年度～)⇒原則としてすべての小学校区での実施をめざす

○登録児童数 833,038人(全国の小学校1～3年生約343万人の2割程度
=5人に1人)

○利用できなかった児童数(待機児童数) 7,408人〔利用できなかった児童が
いるクラブ数 1,402か所〕

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

○平成24年度予算額 307.7億円

○運営費[放課後子どもプラン推進事業費補助金]

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、
1クラブ当たり基準額:319.1万円

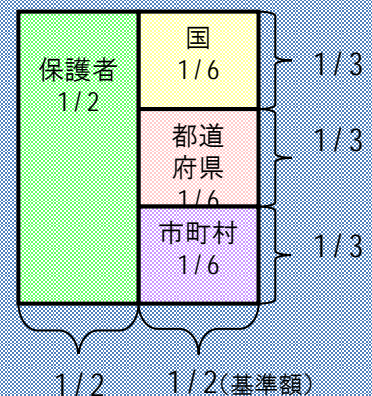
(総事業費638.2万円)

○整備費[放課後児童クラブ整備費補助金

、放課後子どもプラン推進事業費補助金]

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,150.4万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

運営費の負担の考え方



※国(1/6)は事業主拠出金財源

※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設費)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(創設費を除く)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

都道府県等の担当一覧

- 都道府県、政令指定都市、中核市の高齢者担当
- 都道府県、政令指定都市、中核市の障害者・児担当
- 都道府県、政令指定都市、中核市の子ども担当

高 齢 者

自治体名	担当部局課室名	担当係名	電話番号
(都道府県)			
1 北海道	保健福祉部福祉局施設運営指導課 保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	事業指定グループ 高齢者計画推進グループ	011-204-5935 011-204-5271
2 青森県	健康福祉部高齢福祉保険課	介護事業者グループ	017-734-9297
3 岩手県	保健福祉部長寿社会課	介護福祉担当	019-629-5435
4 宮城県	保健福祉部長寿社会政策課	在宅・施設支援班	022-211-2549
5 秋田県	健康福祉部長寿社会課	調整・長寿福祉・施設班	018-860-1361
6 山形県	健康福祉部長寿社会課	高齢企画担当	023-630-2197
7 福島県	保健福祉部高齢福祉課	在宅福祉担当	024-521-7165
8 茨城県	保健福祉部長寿福祉課介護保険室	事業所指導・監査	029-301-3343
9 栃木県	保健福祉部高齢対策課	介護保険班	028-623-3149
10 群馬県	健康福祉部介護高齢課	居宅サービス係	027-226-2574
11 埼玉県	福祉部高齢介護課	施設・事業者指導担当	048-830-3247
12 千葉県	健康福祉部保険指導課介護保険室	制度班	043-223-2446
13 東京都	福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課	介護事業者係(在宅系) 施設運営係(施設系)	03-5320-4593 03-5320-4264
14 神奈川県	保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課	指導グループ	045-210-1111 (内線4842)
15 新潟県	福祉保健部高齢福祉保健課	介護計画調整係	025-280-5195
16 富山県	富山県厚生部高齢福祉課	福祉係	076-444-3205
17 石川県	健康福祉部長寿社会課	施設サービスグループ	076-225-1416
18 福井県	健康福祉部長寿福祉課	在宅ケア推進室	0776-20-0332
19 山梨県	福祉保健部長寿社会課	介護基盤整備担当 介護サービス振興担当	055-223-1451 055-223-1455
20 長野県	健康福祉部健康長寿課介護支援室	施設係	026-235-7113
21 岐阜県	健康福祉部高齢福祉課	介護事業者係	058-272-8298
22 静岡県	健康福祉部福祉長寿局長寿政策課	計画班	054-221-3250
23 愛知県	健康福祉部高齢福祉課	介護予防・認知症G	052-954-6310
24 三重県	健康福祉部長寿介護課	居宅サービスグループ	059-224-2262
25 滋賀県	健康福祉部医療福祉推進課	介護保険室	077-528-3523
26 京都府	健康福祉部介護・地域福祉課 健康福祉部高齢者支援課	介護・障害福祉事業者担当 福祉サービス担当	075-414-4571 075-414-4574
27 大阪府	福祉部高齢介護室介護支援課 福祉部福祉総務課	企画調整グループ 総務・企画グループ	06-6944-6668 06-6944-6687
28 兵庫県	健康福祉部社会福祉局高齢社会課	介護事業者係	078-341-7711 (内線2733)
29 奈良県	奈良県長寿社会課	介護事業係	0742-27-8532
30 和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課	サービス指導班	073-441-2527
31 鳥取県	福祉保健部長寿社会課地域支援推進室	-	0857-26-7175
32 島根県	健康福祉部高齢者福祉課	在宅サービスグループ	0852-22-5717
33 岡山県	保健福祉部長寿社会課	長寿社会企画班	086-226-7326
34 広島県	健康福祉局介護保険課	事業者指導グループ	082-513-3208
35 山口県	健康福祉部長寿社会課	介護保険班	083-933-2774
36 徳島県	保健福祉部医療健康総局長寿保険課	サービス指導担当	088-621-2182
37 香川県	健康福祉部長寿社会対策課	在宅サービスグループ	087-832-3269
38 愛媛県	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課	介護事業者係	089-912-2430
39 高知県	地域福祉部高齢者福祉課	介護事業者担当	088-823-9632
40 福岡県	保健医療介護部高齢者支援課	企画管理係	092-643-3248
41 佐賀県	健康福祉本部地域福祉課	地域福祉担当	0952-25-7053
42 長崎県	福祉保健部長寿社会課	介護サービス班	095-895-2436
43 熊本県	介護保険サービスに関すること:健康福祉部長寿社会局高齢者支援課 制度外の共生型サービス全般に関すること(障がい者・児、子ども関係含む):健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室	介護サービス班 地域福祉班	096-333-2219 096-333-2201
44 大分県	福祉保健部高齢者福祉課	介護サービス事業班	097-506-2686
45 宮崎県	福祉保健部長寿介護課	居宅介護担当	0985-26-7058
46 鹿児島県	保健福祉部介護福祉課	事業者指導係	099-286-2696
47 沖縄県	福祉保健部高齢者福祉介護課	在宅福祉班	098-866-2214
(政令指定都市)			
48 札幌市	高齢保健福祉部介護保険課	事業指導係	011-211-2972
49 仙台市	健康福祉局保険高齢部高齢企画課	企画係 在宅支援係	022-214-8167 022-214-8167
50 さいたま市	保健福祉局福祉部高齢福祉課	生きがい事業係	048-829-1260
51 千葉市	保健福祉局高齢障害部介護保険課	事業者指導係	043-245-5205
52 横浜市	健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	運営支援係	045-671-3466
53 川崎市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	事業者指定係	044-200-2469
54 相模原市	健康福祉局保険高齢部高齢者福祉課	指定・指導班	042-707-7046
55 新潟市	福祉部高齢者支援課	福祉施設整備係	025-226-1293
56 静岡市	保健福祉子ども福祉部介護保険課	事業者支援担当	054-221-1088
57 浜松市	健康福祉部介護保険課 健康福祉部高齢者福祉課	指導第2グループ 施設グループ	053-457-2787 053-457-2789
58 名古屋市	健康福祉局高齢福祉部介護指導課	企画係	052-972-2537

自治体名	担当部局課室名	担当係名	電話番号
59 京都市	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課	在宅高齢者福祉に関すること： 在宅福祉担当 高齢者福祉施設に関すること： 施設福祉担当 高齢者の居場所づくりに関する こと：生きがい支援担当	075-251-1106
	保健福祉局長寿社会部介護保険課	介護保険事業所の指定に関する こと：介護事業者担当	075-213-5871
60 大阪市	福祉局高齢者施策部高齢福祉課	企画グループ	06-6208-8026
61 堺市	健康福祉局長寿社会部介護事業者課	調整係	072-275-6235
62 神戸市	施設の整備に関すること：保健福祉局高齢福祉部高 齢福祉課	施設整備係	078-322-5226
	事業者の指定に関すること：保健福祉局高齢福祉部 介護指導課	指定係	078-322-6771
	介護予防・閉じこもり防止型デイサービスに関する こと(二次予防事業)：保健福祉局高齢福祉部介護保 険課	介護予防推進係	078-322-5221
63 岡山市	保健福祉局事業者指導課	地域密着指導係	086-212-1012
64 広島市	健康福祉局高齢福祉部介護保険課	事業者指定係	082-504-2721
65 北九州市	保健福祉局地域支援部介護保険課	事業者支援係	093-582-2771
66 福岡市	保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施設支援課	施設計画指導係	092-711-4257
67 熊本市	健康福祉子ども局高齢介護福祉課	指導班	096-328-2347
(中核市)			
68 函館市	保健福祉部介護保険課	管理・計画担当	0138-21-3041
69 旭川市	福祉保険部介護高齢課	計画推進係	0166-25-9797
70 青森市	健康福祉部高齢介護保険課	総務管理チーム	017-734-5360
71 盛岡市	保健福祉部介護高齢福祉課	事業所指定係	019-651-4111
72 秋田市	福祉保健部介護保険課	施設管理担当	018-866-8780
73 郡山市	保健福祉部介護保険課	管理係	024-924-3021
74 いわき市	保健福祉部長寿介護課	介護支援係	0246-22-7467
75 宇都宮市	保健福祉部高齢福祉課	企画グループ	028-632-2903
76 前橋市	福祉部介護高齢課	計画指導係	027-898-6152
77 高崎市	福祉部長寿社会課	福祉施設担当	027-321-1248
78 川越市	福祉部高齢者いきがい課	地域包括担当	049-224-5809
79 船橋市	健康福祉局福祉サービス部介護保険課	指定班	047-436-2782
80 柏市	保健福祉部高齢者支援課介護基盤整備室	指定指導担当	04-7168-1040
81 横須賀市	福祉部高齢福祉課	福祉サービス係	046-822-8255
82 富山市	福祉保健部介護保険課	企画係	076-443-2041
83 金沢市	福祉局介護保険課	給付グループ	076-220-2265
84 長野市	保健福祉部介護保険課	サービス担当	026-224-7871
85 岐阜市	福祉部介護保険課	支援係	058-265-4141
	福祉事務所高齢福祉課	高齢者サービス係	
86 豊橋市	福祉部長寿介護課	介護保険給付グループ	0532-51-3130
87 豊田市	福祉保健部高齢福祉課	介護保険担当	0565-34-6634
88 岡崎市	福祉部長寿課介護サービス室	介護給付班	0564-23-6682
89 大津市	健康保険部介護保険課	介護企画係	077-528-2753
90 豊中市	健康福祉部いきいきセンター高齢施策課	事業所指定係	06-6858-2234
91 高槻市	健康福祉部長寿生きがい課	高齢者支援チーム	072-674-7166
92 東大阪市	福祉部指導監査室居宅事業者課	通所サービス基準・指定・指導 担当	06-4309-3317
	福祉部高齢介護室高齢介護課	施設整備補助金関係担当	06-4309-3185
93 姫路市	健康福祉局福祉部長寿・介護保険課	管理担当	079-221-2923
94 尼崎市	健康福祉局福祉部介護保険課	事業所指定・管理担当	06-6489-6322
95 西宮市	健康福祉局福祉部介護保険課	居宅指定チーム	0798-35-3152
96 奈良市	保健福祉部長寿福祉課	施設指導係	0742-34-5439
97 和歌山市	福祉局社会福祉部高齢者・地域福祉課	総務管理班	073-435-1063
98 倉敷市	保健福祉局保険部介護保険課	事業者指導係	086-426-3343
99 福山市	長寿社会応援部介護保険課	事業者指定担当	084-928-1259
100 下関市	福祉部いきいき支援課	施設係	083-231-1168
101 高松市	健康福祉局介護保険課	相談指導係	087-839-2326
102 松山市	保健福祉部高齢福祉課	総務担当	089-948-6414
103 高知市	健康福祉部高齢者支援課	高齢者支援係	088-823-9441
104 久留米市	健康福祉部長寿支援課	計画・庶務チーム	0942-30-9184
105 長崎市	市民局福祉部介護保険課	保険料係	095-829-1163
106 大分市	福祉保健部長寿福祉課	事業推進担当班	097-537-5744
107 宮崎県	福祉部長寿支援課	福祉サービス係	0985-21-1773
108 鹿児島市	健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課	長寿施設係	099-216-1147

(注)一部の自治体においては共生型福祉施設の考え方に基づいた取組として実施していないことがある。

障 害 者 ・ 児

自治体名	障 害 者			障 害 児		
	担当部局課室名	担当係名	電話番号	担当部局課室名	担当係名	電話番号
(都道府県)						
1 北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	障がい者計画推進グループ	011-232-4111 (内線 25-724)	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	地域支援グループ	011-232-4111 (内線 25-732)
2 青森県	健康福祉部障害福祉課	障害者支援グループ	017-734-9308	左記(障害者)と同一		
3 岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	障がい福祉担当	019-629-5447	保健福祉部障がい保健福祉課	療育精神担当	019-629-5446
4 宮城県	障害福祉課	在宅支援班	022-211-2543	障害福祉課	施設支援班	022-211-2544
5 秋田県	健康福祉部障害福祉課	調整・障害福祉班	018-860-1331	健康福祉部障害福祉課	調整・障害福祉班	018-860-1331
6 山形県	健康福祉部障がい福祉課	障がい福祉支援担当	023-630-2275	左記(障害者)と同一		
7 福島県	保健福祉部障がい福祉課	施設福祉担当	024-521-7240	左記(障害者)と同一		
8 茨城県	保健福祉部障害福祉課	自立支援係	029-301-3363	左記(障害者)と同一		
9 栃木県	保健福祉部障害福祉課	施設福祉担当	028-623-3029	左記(障害者)と同一		
10 群馬県	健康福祉部 障害政策課	施設利用支援係	027-226-2632	健康福祉部 障害政策課	地域生活支援係	027-226-2638
11 埼玉県	福祉部障害者自立支援課	地域生活支援担当	048-830-3317	左記(障害者)と同一		
12 千葉県	健康福祉部障害福祉課	施設福祉推進室・地域生活支援室	043-223-2308・2336	健康福祉部障害福祉課	施設福祉推進室・地域生活支援室	043-223-2308・2336
13 東京都	福祉保健局障害者施策推進部計画課	支援係	03-5320-4324	福祉保健局障害者施策推進部計画課	支援係	03-5320-4324
14 神奈川県	保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課	事業支援グループ	045-210-4732	保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課	施設福祉グループ	045-210-4724
15 新潟県	福祉保健部障害福祉課	自立支援係	025-280-5918	左記(障害者)と同一		
16 富山県	厚生部 障害福祉課	自立支援係	076-444-3212	厚生部 障害福祉課	地域生活支援係	076-444-3213
17 石川県	健康福祉部障害保健福祉課	企画推進グループ	076-225-1426	健康福祉部障害保健福祉課	自立支援グループ	076-225-1428
18 福井県	健康福祉部障害福祉課	自立支援グループ	0776-20-0339	左記(障害者)と同一		
19 山梨県	福祉保健部障害福祉課	自立支援担当	055-223-1463	福祉保健部障害福祉課	企画推進担当	055-223-1460
20 長野県	健康福祉部障害者支援課	施設支援係	026-235-7149	左記(障害者)と同一		
21 岐阜県	健康福祉部障害福祉課	自立支援係	058-272-8302	左記(障害者)と同一		
22 静岡県	健康福祉部障害者支援局障害者政策課	障害者政策班	054-221-3599	左記(障害者)と同一		
23 愛知県	健康福祉部障害福祉課	事業所・地域生活支援グループ	052-954-6317	左記(障害者)と同一		
24 三重県	健康福祉部障がい福祉課	生活支援グループ	059-224-2266	左記(障害者)と同一		
25 滋賀県	健康福祉部障害福祉課	企画調整担当	077-528-3541	健康福祉部障害福祉課	地域生活担当	077-528-3543
26 京都府	健康福祉部介護・地域福祉課	介護・障害福祉事業者担当	075-414-4571	健康福祉部障害者支援課	福祉サービス担当	075-414-4596
27 大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 福祉部福祉総務課	障がい福祉企画グループ 総務・企画グループ	06-6944-2362 06-6944-6687	福祉部障がい福祉室地域生活支援課 福祉部福祉総務課	権利擁護グループ 総務・企画グループ	06-6944-9179 06-6944-6687
28 兵庫県	健康福祉部障害福祉局障害者支援課	障害施設係	078-362-3194	健康福祉部障害福祉局障害者支援課	障害施設係	078-362-3194
29 奈良県	健康福祉部障害福祉課	自立支援係	0742-27-8513	健康福祉部障害福祉課	療育係	0742-27-8517
30 和歌山県	障害福祉課	施設福祉班	073-441-2537	左記(障害者)と同一		
31 鳥取県	福祉保健部障がい福祉課	障害福祉サービス担当	0857-26-7193	福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課	施設担当	0857-26-7865
32 島根県	健康福祉部障がい福祉課	自立支援給付グループ	0852-22-5327	健康福祉部障がい福祉課	療育支援グループ	0852-22-6009
33 岡山県	保健福祉部障害福祉課	障害者自立支援班	086-226-7345	左記(障害者)と同一		
34 広島県	健康福祉局障害者支援課	事業者指導グループ	082-513-3158	健康福祉局障害者支援課	事業者指導グループ	082-513-3158
35 山口県	健康福祉部障害者支援課	在宅福祉推進班	083-933-2764	健康福祉部障害者支援課	在宅福祉推進班	083-933-2764
36 徳島県	保健福祉部福祉こども局障害福祉課	施設担当	088-621-2235	左記(障害者)と同一		
37 香川県	健康福祉部障害福祉課	施設福祉支援グループ	087-832-3293	健康福祉部障害福祉課	地域生活支援グループ	087-832-3292
38 愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課	在宅福祉係・障害施設係	089-912-2420	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課	障害施設係・障害支援係	089-912-2420
39 高知県	障害保健福祉課		088-823-9635	左記(障害者)と同一		
40 福岡県	福祉労働部障害者福祉課	指定指導係	092-643-3312	左記(障害者)と同一		
41 佐賀県	健康福祉本部 障害福祉課	地域生活支援担当	0952-25-7064	左記(障害者)と同一		
42 長崎県	福祉保健部障害福祉課	自立支援班	095-895-2455	左記(障害者)と同一		
43 熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	自立支援班	096-333-2233	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	地域生活・発達障がい支援班	096-333-2235
44 大分県	福祉保健部 障害福祉課	自立支援班	097-506-2729	福祉保健部 障害福祉課	障害児支援班	097-506-2745
45 宮崎県	福祉保健部 障害福祉課	地域生活支援担当	0985-32-4468	福祉保健部 障害福祉課	障がい児支援・管理担当	0985-26-7068
46 鹿児島県	保健福祉部障害福祉課	事業者指導係	099-286-2749	保健福祉部障害福祉課	療育支援係	099-286-2744
47 沖縄県	福祉保健部障害保健福祉課	地域生活支援班	098-866-2190	福祉保健部障害保健福祉課	地域生活支援班	098-866-2190
(政令指定都市)						
48 札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	運営指導係	011-211-2938	左記(障害者)と同一		
49 仙台市	健康福祉局健康福祉部障害企画課	企画係	022-214-8163	左記(障害者)と同一		
50 さいたま市	保健福祉局福祉部障害福祉課	管理係	048-829-1305	左記(障害者)と同一		
51 千葉市	保健福祉局高齢障害部障害企画課	施設班	043-245-5174	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	自立推進係	043-245-5228
52 横浜市	健康福祉局障害企画課	企画調整係	045-671-3603	こども青少年局障害児福祉保健課		045-671-4278
53 川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	自立支援係	044-200-2927	こども本部こども支援部こども福祉課	障害児福祉係	044-200-2602
54 相模原市	健康福祉局福祉部障害福祉課	総務・指導班	042-769-8355	左記(障害者)と同一		
55 新潟市	福祉部障がい福祉課	介護給付係	025-226-1241	左記(障害者)と同一		
56 静岡市	保健福祉子ども局福祉部障害福祉課	自立支援担当	054-221-1098	左記(障害者)と同一		
57 浜松市	障害保健福祉課	生活支援・育成G	053-457-2863	左記(障害者)と同一		
58 名古屋	健康福祉局障害福祉部障害者支援課	推進係	052-972-2558	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課	子ども福祉係	052-972-2520
59 京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	企画担当	075-222-4161	保健福祉局障害保健福祉推進室	施設福祉担当	075-222-4161
60 大阪市	障害者施策部障害支援課	自立支援事業グループ	06-6208-7986	—	—	—
61 堺市	健康福祉局障害福祉部障害者支援課	課長補佐	072-228-7510	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭	障害児支援係	072-228-7331
62 神戸市	保健福祉局障害福祉部障害福祉課 保健福祉局障害福祉部自立支援課	管理係 地域生活支援係	078-322-5227 078-322-5231	保健福祉局自立支援課 子ども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課	地域移行相談支援担当 発達支援係	078-322-6332 078-322-6846
63 岡山市	保健福祉局障害福祉課	管理係	086-803-1235	—	—	—
64 広島市	健康福祉局障害福祉部障害自立支援課		082-504-2148	左記(障害者)と同一		
65 北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉課	障害者事業支援係	093-582-2424	左記(障害者)と同一		
66 福岡市	保健福祉局高齢者・障がい者障がい者施設支	施設計画係	092-711-4249	こども未来局こども部こども発達支援課	障がい児支援係	092-711-4178
67 熊本市	健康福祉子ども局障がい保健福祉課	自立支援班	096-328-2519	左記(障害者)と同一		
(中核市)						
68 函館市	福祉事務所障がい保健福祉課	社会参加・給付担当	0138-21-3263	左記(障害者)と同一		
69 旭川市	障害福祉課	障害福祉係	0166-25-9855	左記(障害者)と同一		
70 青森市	健康福祉部障害者支援課	障害福祉チーム	017-734-5327	左記(障害者)と同一		
71 盛岡市	保健福祉部障がい福祉課	相談認定係	019-651-4111	左記(障害者)と同一		
72 秋田市	福祉保健部障がい福祉課	障がい福祉担当	018-866-2093	福祉保健部障がい福祉課	障がい福祉担当	018-866-2093
73 郡山市	障がい福祉課	障がい福祉係	024-924-2381	左記(障害者)と同一		
74 いわき市	保健福祉部障がい福祉課	支援係	0246-22-7486	左記(障害者)と同一		
75 宇都宮市	保健福祉部障がい福祉課	企画グループ	028-632-2353	左記(障害者)と同一		
76 前橋市	福祉部障害福祉課	障害政策係	027-220-5713	左記(障害者)と同一		
77 高崎市	福祉部障害福祉課	障害福祉担当	027-321-1239	福祉部障害福祉課	障害福祉担当	027-321-1239
78 川越市	福祉部 障害者福祉課	障害給付担当	049-224-8811(2548)	福祉部保育課	管理担当	049-224-5827

自治体名	障 害 者			障 害 児		
	担当部局課室名	担当係名	電話番号	担当部局課室名	担当係名	電話番号
79 船 橋 市	障害福祉課	計画係	047-436-2307	療育支援課	療育支援係	047-436-2342
80 柏 市	保健福祉部 障害福祉課	施設指導係	04-7167-1136	保健福祉部 障害福祉課	施設指導係	04-7167-1136
81 横 須 賀 市	福祉部障害福祉課	計画係	046-822-9398	左記(障害者)と同一		
82 富 山 市	福祉保健部障害福祉課	企画係	076-443-2207	左記(障害者)と同一		
83 金 沢 市	福祉局障害福祉課	自立支援グループ	076-220-2289	左記(障害者)と同一		
84 長 野 市	保健福祉部 障害福祉課	企画管理	026-224-5030	左記(障害者)と同一		
85 岐 阜 市	福祉部障がい福祉課	管理係	058-265-4141 内線2113	福祉部障がい福祉課	管理係	058-265-4141 内線2113
86 豊 橋 市	福祉部障害福祉課	障害福祉グループ	0532-51-2347	左記(障害者)と同一		
87 豊 田 市	福祉保健部障がい福祉課	総務・自立担当	0565-34-6751	福祉保健部障がい福祉課	総務・自立担当	0565-34-6751
88 岡 崎 市	福祉部障がい福祉課	施策班	0564-23-6155	左記(障害者)と同一		
89 大 津 市	福祉子ども部 障害福祉課	障害福祉係	077-528-2745	左記(障害者)と同一		
90 豊 中 市	健康福祉部いきいきセンター障害福祉課	企画係	06-6858-2266	こども未来部保育幼稚園室	こども未来部保育幼稚園室	06-6858-2788
91 高 槻 市	障がい福祉課	自立支援チーム	072-674-7164	障がい福祉課 子育て総合支援センター	自立支援チーム 児童発達支援チーム	072-674-7164 072-686-3032
92 東 大 阪 市	福祉部 障害者支援室	—	06-4309-3184	子どもすこやか部 子育て支援課 福祉部 障害者支援室	—	06-4309-3302 06-4309-3184
93 姫 路 市	健康福祉局福祉部障害福祉課	支援相談第二担当	079-221-2457	健康福祉局福祉部障害福祉課	支援相談第一担当	079-221-2309
94 尼 崎 市	健康福祉局福祉部障害福祉課	障害者自立支援担当	06-6489-6352	健康福祉局福祉部障害福祉課	障害者自立支援担当	06-6489-6352
95 西 宮 市	健康福祉局福祉部障害福祉課	支援第2チーム	0798-35-3130	健康福祉局福祉部障害福祉課	支援第3チーム	0798-35-3923
96 奈 良 市	保健福祉部障がい福祉課	企画管理係	0742-34-4593	保健福祉部障がい福祉課・子ども未来部子育て相談課	企画管理係・子育て係	0742-34-4593 0742-34-4804
97 和 歌 山 市	福祉局社会福祉部障害者支援課	審査調整班	073-435-1060	左記(障害者)と同一		
98 倉 敷 市	保健福祉局福祉部障がい福祉課	—	086-426-3305	保健福祉局福祉部障がい福祉課	—	086-426-3305
99 福 山 市	保健福祉局福祉部障がい福祉課	障がい福祉サービス担当	084-928-1208	左記(障害者)と同一		
100 下 関 市	福祉部障害者支援課	支援係	083-231-1920	左記(障害者)と同一		
101 高 松 市	健康福祉局 障がい福祉課	管理係	087-839-2333	健康福祉局 障がい福祉課	管理係	087-839-2333
102 松 山 市	保健福祉部障がい福祉課	サービス担当	089-948-6433	保健福祉部障がい福祉課	サービス担当	089-948-6433
103 高 知 市	障がい福祉課	生活支援係	088-823-9378	左記(障害者)と同一		
104 久 留 米 市	健康福祉部障害福祉課	認定・給付チーム	0942-30-9035	左記(障害者)と同一		
105 長 崎 市	市民局福祉部障害福祉課	支援係	095-829-1141	左記(障害者)と同一		
106 大 分 市	福祉保健部 障害福祉課	障害福祉サービス担当班	097-537-5658	左記(障害者)と同一		
107 宮 崎 市	福祉部障害福祉課	管理係	0985-21-1772	左記(障害者)と同一		
108 鹿 児 島 市	健康福祉局 福祉部 障害福祉課	ゆうあい係	099-216-1272	左記(障害者)と同一		

(注)一部の自治体においては共生型福祉施設の考え方に基づいた取組として実施していないことがある。

子ども

自治体名	乳 幼 児			学 齢 児		
	担当部局課室名	担当係名	電話番号	担当部局課室名	担当係名	電話番号
(都道府県)						
1 北海道	保健福祉部子ども未来推進局	子育て支援グループ	011-204-5236	保健福祉部子ども未来推進局	子育て支援グループ	011-204-5236
2 青森県	健康福祉部子どもみらい課	児童福祉施設支援グループ	017-734-9302	健康福祉部子どもみらい課	児童福祉施設支援グループ	017-734-9302
3 岩手県	保健福祉部児童家庭課	少子化担当	019-629-5459	教育委員会学校教育室	義務教育担当	019-629-6139
4 宮城県	保健福祉部子育て支援課	保育支援班	022-211-2529	保健福祉部子育て支援課	子育て社会推進班	022-211-2528
5 秋田県	教育庁幼保推進課	調整・企画班	018-860-5127	健康福祉部子育て支援課	調整・子ども育成班	018-860-1341
6 山形県	子育て推進部子育て支援課	保育育成担当	023-630-2278	子育て推進部子育て支援課	保育育成担当	023-630-3073
7 福島県	保健福祉部子育て支援課		024-521-7198	保健福祉部子育て支援課		024-521-7198
8 茨城県	保健福祉部子ども家庭課	保育・母子福祉グループ	029-301-3252	保健福祉部子ども家庭課少子化対策室		029-301-3261
9 栃木県	保健福祉部子ども政策課	保育指導担当	028-623-3063	保健福祉部子ども政策課	子育て環境づくり推進担当	028-623-3068
10 群馬県	健康福祉部子育て支援課	保育係	027-226-2626	健康福祉部子育て支援課	子育て支援係	027-226-2622
11 埼玉県	福祉部子育て支援課	保育運営・幼保連携担当	048-830-3330	福祉部少子政策課	子育て環境整備担当	048-830-3322
12 千葉県	健康福祉部児童家庭課少子化対策室	子育て支援班	043-223-2317	健康福祉部児童家庭課少子化対策室	子育て支援班	043-223-2317
13 東京都	福祉保健局少子社会対策部計画課	計画係	03-5320-4112	福祉保健局少子社会対策部計画課	計画係	03-5320-4112
14 神奈川県	保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課	保育・待機児童対策グループ	045-210-4663	保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課	次世代育成グループ	045-210-4666
15 新潟県	福祉保健部児童家庭課	少子化対策・保育係	025-280-5215	福祉保健部児童家庭課	少子化対策・保育係	025-280-5215
16 富山県	厚生部児童青少年家庭課	子育て支援班	076-444-3208	厚生部児童青少年家庭課	子育て支援班	076-444-3208
17 石川県	健康福祉部少子化対策監室	保育グループ	076-225-1422	健康福祉部少子化対策監室	健全育成グループ	076-225-1422
18 福井県	健康福祉部子ども家庭課	保育支援グループ	0776-20-0342	教育庁義務教育課	指導グループ	0776-20-0575
19 山梨県	福祉保健部児童家庭課	子育て支援担当	055-223-1456	福祉保健部児童家庭課	子育て支援担当	055-223-1456
20 長野県	健康福祉部子ども家庭課	保育・ひとり親係	026-235-7098	健康福祉部子ども家庭課	保育・ひとり親係	026-235-7098
21 岐阜県	健康福祉部子ども家庭課	保育支援係	058-272-1111 (内線2629)	健康福祉部子ども家庭課	保育支援係	058-272-1111 (内線2629)
22 静岡県	健康福祉部子ども未来局子ども未来課	保育班	054-221-2924	健康福祉部子ども未来局子ども未来課	子育て支援班	054-221-3485
23 愛知県	健康福祉部子育て支援課	保育・育成グループ	052-954-6282	健康福祉部子育て支援課	保育・育成グループ	052-954-6282
24 三重県	健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課	保育サービスグループ	059-224-2268	健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課	子ども・青少年企画グループ	059-224-2404
25 滋賀県	健康福祉部子ども・青少年局	子育て・青少年育成チーム	077-528-3553	健康福祉部子ども・青少年局	子育て・青少年育成チーム	077-528-3558
26 京都府	健康福祉部子ども未来課	子育て支援担当	075-414-4581	健康福祉部子ども未来課	子育て支援担当	075-414-4581
27 大阪府	福祉部子ども室子育て支援課 福祉部福祉総務課	保育グループ 総務・企画グループ	06-6944-6678 06-6944-6687	福祉部子ども室子育て支援課 福祉部福祉総務課	企画グループ 総務・企画グループ	06-6944-6984 06-6944-6687
28 兵庫県	健康福祉部子ども局児童課	保育係	078-362-3199	健康福祉部子ども局児童課	児童政策係	078-362-3197
29 奈良県	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課	保育・放課後児童対策係	0742-27-8604	健康福祉部子ども・女性局子育て支援課	保育・放課後児童対策係	0742-27-8604
30 和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課	子育て支援班	073-441-2492	福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課	子育て支援班	073-441-2492
31 鳥取県	福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課	保育・幼児教育担当	0857-26-7150	福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課	子育て王国推進担当	0857-26-7573
32 島根県	青少年家庭課	保育支援グループ	0852-22-5244	青少年家庭課	保育支援グループ	0852-22-5244
33 岡山県	保健福祉部子ども未来課	保育・母子班	086-226-7349	保健福祉部子ども未来課	少子化対策班	086-226-7347
34 広島県	健康福祉部子ども家庭課	保育グループ	082-513-3174	健康福祉部子ども家庭課	児童グループ	082-513-3167
35 山口県	健康福祉部子ども未来課	保育・家庭福祉班	083-933-2747	健康福祉部子ども未来課	児童環境班	083-933-2744
36 徳島県	保健福祉部福祉子ども局子ども未来課	保育振興担当	088-621-2201	保健福祉部福祉子ども局子ども未来課	保育振興担当	088-621-2201
37 香川県	健康福祉部子育て支援課	保育所グループ	087-832-3284	健康福祉部子育て支援課	保育所グループ	087-832-3284
38 愛媛県	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	保育所係	089-912-2412	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	子育て支援企画係	089-912-2413
39 高知県	地域福祉部地域福祉政策課	地域福祉推進チーム	088-823-9090	地域福祉部地域福祉政策課	地域福祉推進チーム	088-823-9090
40 福岡県	福祉労働部子育て支援課	保育係	092-643-3258	福祉労働部子育て支援課	保育係	092-643-3258
41 佐賀県	くらし環境本部子ども未来課	子育て支援担当	0952-25-7382	くらし環境本部子ども未来課	少子化対策担当	0952-25-7381
42 長崎県	福祉保健部子ども政策局子ども未来課	幼保連携班	095-895-2684	福祉保健部子ども政策局子ども未来課	地域子育て支援班	095-895-2686
43 熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	総務・保育推進班	096-333-2227	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	次世代育成支援班	096-333-2225
44 大分県	福祉保健部子ども子育て支援課	幼保連携推進班	097-506-2707	福祉保健部子ども子育て支援課	少子化対策班	097-506-2712
45 宮崎県	福祉保健部子ども政策局子ども政策課	幼保連携担当	0985-26-7057	福祉保健部子ども政策局子ども政策課	次世代育成担当	0985-26-7056
46 鹿児島県	県民生活局青少年男女共同参画課	幼保連携係	099-286-2148	県民生活局青少年男女共同参画課	少子化対策係	099-286-2800
47 沖縄県	福祉保健部青少年・児童家庭課保育対策室		098-866-2174	福祉保健部青少年・児童家庭課保育対策室		098-866-2174
(政令指定都市)						
48 札幌市	子ども未来局子ども育成部子ども企画課	企画係	011-211-2982	子ども未来局子ども育成部子ども企画課	企画係	011-211-2982
49 仙台市	子供未来局保育部保育課	企画係	022-214-8178	子供未来局子供育成部子育て支援課	児童支援係	022-214-8176
50 さいたま市	子ども未来局保育部幼児政策課	環境整備係	048-829-1868	子ども未来局子ども育成部青少年育成課	管理育成係	048-829-1716
51 千葉市	子ども未来局子ども未来部保育運営課	助成係	043-245-5729	子ども未来局子ども未来部健全育成課	子どもルーム運営班	043-245-5177
52 横浜市	子ども青少年局子育て支援課	子育て支援係	045-671-4157	子ども青少年局放課後児童育成課		045-671-4152
53 川崎市	市民・子ども局子ども本部子育て施策部子ども企画課		044-200-3175	市民・子ども局子ども本部子育て施策部子ども企画課		044-200-3175
54 相模原市	健康福祉局子ども育成部子ども青少年課 健康福祉局子ども育成部保育課	計画推進班 計画推進班	042-769-9811 042-769-9812	健康福祉局子ども育成部子ども施設課		042-769-9227
55 新潟市	福祉部保育課	運営係	025-226-1225	福祉部保育課	運営係	025-226-1225
56 静岡市	保健福祉子ども局子ども青少年部保育課	総務担当	054-221-1191	保健福祉子ども局子ども青少年部子育て支援課	運営担当	054-221-1543
57 浜松市	子ども家庭部保育課	企画・調整グループ	053-457-2118	子ども家庭部次世代育成課	調整グループ	053-457-2795
58 名古屋市	子ども青少年局保育部保育企画室	保育企画係	052-972-2524	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課	子ども福祉係	052-972-2519
59 京都市	保健福祉局子育て支援部保育課	企画係	075-251-2390	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	企画係	075-251-2380
60 大阪市	子ども青少年局子育て支援部	保育企画課	06-6208-8031	子ども青少年局企画部	青少年課(放課後事業)	06-6208-8163
61 堺市	子ども青少年局子ども企画課	企画調整係	072-228-7104	子ども青少年局子ども企画課	企画調整係	072-228-7104
62 神戸市	子ども家庭局保育振興課	振興係	078-322-5216	子ども家庭局子ども青少年課	子ども育成係	078-322-5210
63 岡山市	子ども企画課		086-803-1220	子ども企画課		086-803-1220
64 広島市	子ども未来局保育指導課		082-504-2154	教育委員会総務課		082-504-2463
65 北九州市	子ども家庭局子ども家庭政策課	庶務係	093-582-2550	子ども家庭局子ども家庭政策課	庶務係	093-582-2550
66 福岡市	子ども未来局子育て支援部子育て支援課	企画係	092-711-4114	子ども未来局子育て支援部子育て支援課	企画係	092-711-4114
67 熊本市	保育幼稚園課	指導係	096-328-2568	青少年育成課	育成班	096-328-2277
(中核市)						
68 函館市	子ども未来部子ども企画課	保育担当	0138-21-3270	子ども未来部子ども企画課	保育担当	0138-21-3270
69 旭川市	子育て支援部子ども育成課	保育係	0166-25-9845	子育て支援部子ども育成課	子ども育成係	0166-25-9106
70 青森市	健康福祉部子どもしあわせ課	保育チーム	017-734-5330	健康福祉部子どもしあわせ課	子ども・家庭福祉チーム	017-734-5334
71 盛岡市	保健福祉部児童福祉課	管理係	019-626-7511	保健福祉部児童福祉課	子ども支援係	019-626-7511
72 秋田市	子ども未来部子ども育成課	保育所・幼稚園担当	018-866-2094	子ども未来部子ども育成課	放課後児童担当	018-826-9048
73 那珂市	子ども部保育課	管理係	024-924-3541	子ども部子ども未来課	青少年育成係	024-924-3801
74 いわき市	保健福祉部児童家庭課	保育係	0246-22-7458	教育委員会学校教育課	学事係	0246-22-1123
75 宇都宮市	子ども部保育課	管理グループ	028-632-2384	教育委員会事務局生涯学習課	家庭・地域連携グループ	028-632-2676
76 前橋市	福祉部保育課		027-220-5705	福祉部保育課		027-220-5706
77 高崎市	福祉部保育課	保育担当	027-321-1246	福祉部子ども家庭課	子ども企画担当	027-321-1247
78 川越市	福祉部保育課	管理担当	049-224-5827	福祉部子育て支援課	家庭児童相談担当	049-224-5821
79 船橋市	子育て支援部保育課	施設・運営費班	047-436-2327	子育て支援部保育課	施設・運営費班	047-436-2327

自治体名	乳 幼 児			学 齢 児		
	担当部局課室名	担当係名	電話番号	担当部局課室名	担当係名	電話番号
80 柏 市	保育課	総務担当	04-7167-1137	こどもルーム担当室	こどもルーム担当	04-7167-1294
81 横 須 賀 市	こども育成部保育課	入園係	046-822-8061	こども育成部保育課	こども支援係	046-822-8268
82 富 山 市	福祉保健部こども福祉課	保育総務係	076-443-2059	福祉保健部こども福祉課	健全育成係	076-443-2204
83 金 沢 市	福祉局こども福祉課	保育第2グループ	076-220-2299	福祉局こども福祉課	児童育成グループ	076-220-2299
84 長 野 市	保健福祉部保育家庭支援課	企画担当	026-224-8032	教育委員会生涯学習課放課後子どもプラン推進室		026-224-6796
85 岐 阜 市	福祉部保育事業課	保育管理係	058-265-4141 (内線2471～2473)	福祉部子ども家庭課	児童福祉・給付係	058-265-4141 (内線2203)
86 豊 橋 市	福祉部保育課	保育グループ	0532-51-2315	教育委員会教育部生涯学習課	放課後児童対策グループ	0532-51-2856
87 豊 田 市	子ども部保育課	保育担当	0565-34-6809	子ども部保育課	保育担当	0565-34-6809
88 岡 崎 市	こども部保育課	管理班	0564-23-6832	こども部こども育成課	こども育成班	0564-23-6330
89 大 津 市	福祉子ども部保育課		077-528-2746	福祉子ども部児童クラブ課		077-528-2776
90 豊 中 市	こども未来部保育幼稚園室		06-6858-2251	こども未来部保育幼稚園室		06-6858-2635
91 高 槻 市	子ども未来部保育幼稚園総務課	政策総務チーム	072-674-7819	子ども未来部子ども育成課	学童保育チーム	072-674-7656
92 東 大 阪 市	子どもすこやか部子ども家庭室子ども家庭課		06-4309-3194	学校管理部学事課	就学係	06-4309-3271
93 姫 路 市	健康福祉局こども育成部保育課	運営担当	079-221-2314	健康福祉局こども育成部こども政策課	学童保育推進室	079-221-2719
94 尼 崎 市	こども青少年局保育課	管理担当	06-6489-6369	教育委員会学校教育部学校教育課	学力向上担当	06-6489-6727
95 西 宮 市	健康福祉局こども部子育て企画課	企画総務チーム	0798-35-3703	健康福祉局こども部子育て企画課	企画総務チーム	0798-35-3703
96 奈 良 市	子ども未来部保育課	総務係	0742-34-5086	教育総務部地域教育課	放課後児童育成係	0742-34-5441
97 和 歌 山 市	福祉局こども未来部保育課	保育班	073-435-1064	福祉局こども未来部子育て支援課	子育て企画班	073-435-1329
98 倉 敷 市	子ども未来部保育課		086-426-3311	子ども未来部子育て支援課		086-426-3314
99 福 山 市	保健福祉局児童部庶務課		084-928-1140	教育委員会事務局社会教育部社会教育振興課		084-928-1114
100 下 関 市	福祉部こども育成課	こどもプラン係	083-231-1722	福祉部こども育成課	こどもプラン係	083-231-1722
101 高 松 市	健康福祉局こども未来部こども園運営課	保育係	087-839-2358	健康福祉局こども未来部子育て支援課	放課後支援係	087-839-2354
102 松 山 市	保健福祉部保育課	運営管理担当	089-948-6412	保健福祉部子育て支援課	児童健全育成担当	089-948-6411
103 高 知 市	健康福祉部福祉事務所保育課	管理担当	088-823-4012	健康福祉部福祉事務所子育て支援課	子ども家庭相談担当	088-823-1212
104 久 留 米 市	子ども未来部児童保育課		0942-30-9025	子ども未来部子ども育成課	子育て支援啓発推進チーム	0942-30-9227
105 長 崎 市	こども部幼児課	管理係	095-829-1142	こども部こどもみらい課		095-825-1949
106 大 分 市	子育て支援課	保育担当班	097-537-5794	子育て支援課	企画担当班	097-537-5675
107 宮 崎 市	福祉部子ども課	保育係	0985-21-1774	子育て支援課	子ども政策係	0985-21-1765
108 鹿 児 島 市	子育て支援推進課	保育係	099-216-1258	子育て支援推進課	推進係	099-216-1259

(注)一部の自治体においては共生型福祉施設の考え方に基づいた取組として実施していないことがある。

